

## 同窓会会則（旧会則）

- 第1条 本会は静岡県立静岡中央高等学校定時制同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を静岡県立静岡中央高等学校(以下「母校」)内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを活動の目的とする。
- 第4条 本会はその目的達成のために以下の組織を設ける。
- 1 総会
  - 2 理事会
  - 3 幹事長会
  - 4 幹事会
- 第5条 本会はその目的達成のために以下の事業を行う。
- 1 会報（誌）の発行、および会員名簿の管理
  - 2 母校の発展に寄与する事業
  - 3 その他理事会が必要と認める事業
- 第6条 本会は以下の会員を以って組織する。
- 1 通常会員……………母校の卒業生
  - 2 特別会員……………母校の現職員および旧職員
  - 3 賛助会員……………本会に特に功労があり、理事会の承認を得た者
- 第7条 総会は全会員を以って組織する。
- 第8条 総会は会長が招集し、議長を務める。
- 第9条 総会は3年毎に1回開催する。ただし理事会の承認の元、必要に応じ臨時に開くことが出来る。
- 第10条 総会では以下の議案を行う。
- 1 会務の報告
  - 2 役員承認
  - 3 会計報告
  - 4 会則改正の承認
  - 5 その他理事会が必要と認めた議案
- 第11条 議決には出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。
- 第12条 止むを得ない理由のために総会に出席できない者は議長に表決を委任することが出来る。
- 第13条 会員を代表し会務を行う者として以下の役員を置く。
- 1 会長 1名…本会を代表し総理する
  - 2 副会長 2名…会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する
  - 3 会計 1名…本会の会計事務を処理する
  - 4 監査 2名…本会の全ての会に任意に参加・発言ができ、運営および会計を監査する
  - 5 理事 若干名…会長に従い会務を分掌する
  - 6 幹事長 年度毎1名……各年度を代表し幹事の連絡に当たる
  - 7 幹事 各クラス1名…各クラスを代表し会員の連絡に当たる また、事務局内に庶務係、経理保を置き、会長の指示により会務を処理する。
- 第14条 役員を選出は以下のようにする。
- 1 会長、副会長、監査は会員中より幹事長会において選出し、総会の同意を得る
  - 2 理事、会計は会長が会員中から選び委嘱し、総会の同意を得る
  - 3 幹事長は各年度の幹事会で互選
  - 4 幹事は各クラスで互選

5 事務局役員は会長が委嘱

第15条 顧問に母校の校長を推挙する。顧問は重要事項について会長の諮問に応じる。

第16条 理事会は会長、副会長、会計、理事、事務局役員を以って組織する。

第17条 理事会は会長が必要に応じて招集し、議長を務める。

第18条 理事会では以下の議案を行う。

1 会則改正案の作成

2 会則施行細則の作成

3 役員の選出

4 その他理事会が必要と認めた議案

第19条 理事会は過半数の出席を以って成立する。

第20条 議決には出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。

第21条 幹事長会は理事会役員と各年度の幹事長によって組織する。

第22条 幹事長会は会長が招集し、議長を務める。

第23条 幹事長会は以下の議案を行う。

1 第14条に定める役員の選出

2 会計報告

3 その他理事会が必要と認めた議案

第24条 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。

第25条 幹事会は各年度の幹事によって組織する。

第26条 幹事会は会長が招集し、議長を務める。

第27条 幹事会は以下の議案を行う。

1 幹事長の選出

2 その他理事会が必要と認めた議案

第28条 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。

第29条 理事会役員の任期は3年間とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は必要に応じて理事会の承認の元に補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第30条 監査の任期は理事会役員と同じとする。

第31条 理事会役員及び監査の任期の開始は総会選出後の4月1日からとする。

第32条 幹事長および幹事の任期は特にこれを定めない。

第33条 本会の経費は、会費、その他収入を持ってあてる。

第34条 通常会員は入会の際、別に定めるところの会費を納める。

第35条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第36条 本会の運営に必要な細則は別途理事会で定める。

第37条 本会則は平成17年11月12日から実施する。ただし当分の間は弾力的に運用出来るものとする。

第38条 本会則の発効した総会で選出された理事会役員及び監査の任期は、

第29条及び31条に拘束されず、即時開始とする。